

周南市高齢者プラン「第１１次老人保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画」策定支援業務委託仕様書

１ 業務名 周南市高齢者プラン「第１１次老人保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画」策定支援業務委託

２ 履行場所 周南市内

３ 履行期間 契約締結日から令和９年３月３１日まで

４ 業務目的

本業務は、老人福祉法に基づく「第１１次老人保健福祉計画」及び介護保険法に基づく「第１０期介護保険事業計画」の策定支援を行う。

今回の策定は、令和９年度から令和１１年度までの３ヵ年計画とする。

この策定支援に際しては、介護保険制度等をめぐる環境変化の把握とともに、現高齢者プラン「第１０次老人保健福祉計画・第９期介護保険事業計画」の進捗状況について検証・評価し、その課題を明らかにし、中長期的な推計を視野に入れた計画を策定することとする。

５ 委託業務の内容

- （１）本市の高齢者を取り巻く現状と課題の把握、ニーズ調査の実施及び分析等
- （２）高齢者福祉施策の課題の把握及び施策の方向性の策定
- （３）介護サービス等利用量の推計及び介護保険料の算定
- （４）自立支援、重度化防止対策等への提言
- （５）認知症施策推進計画策定に関する提言等
- （６）周南市高齢者保健福祉推進会議への運営支援（年５回程度の開催を予定）
- （７）計画書等の作成

６ 作業内容

- （１）高齢者を取り巻く現状と実態把握、ニーズ調査の実施及び分析等

ア 実態調査の実施

（ア）【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

・厚生労働省から提示される「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を基本とし、

計画に必要と思われる事項があれば協議し、委託者又は受託者が提案する項目を追加したものとする。

- ・ニーズ調査件数は無作為に抽出した概ね 2,000 件とし、調査票の印刷、封入封緘、郵送による発送は、受託者が行う。ただし、調査票の回収は委託者が行う。

(※委託者が調査票回収した後の調査票の配送費用は、受託者の負担とする。
調査票回収率は、概ね 8 割を見込む。)

- ・ニーズ調査の対象者の抽出及び宛名ラベルの作成は、委託者が行う。

(イ) 【在宅介護実態調査】

- ・調査件数は概ね 600 件とする。
- ・調査は、市の認定調査員が実施する。

イ 実態調査結果の入力と分析

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の入力、単純集計、クロス集計及び分析等については、受託者が行う。なお、集計・分析の方法は、厚生労働省が示す方法により行うこと。
- ・在宅介護実態調査結果の入力、集計については市で行い、分析は受託者が行う。
- ・実態調査結果から、受託者において市及び圏域ごとの課題やニーズの把握とともに、不足している施策やサービス等の分析をすること。

(2) 高齢者福祉施策の方向性の策定

- ア 第 10 次老人保健福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画の検証を行い、ニーズ調査や在宅介護実態調査の結果などを踏まえ、明らかとなった課題を解決するため、地域包括ケア「見える化」システムを活用するなどにより、高齢者施策の今後の方向性を策定すること。

(3) 介護保険サービス等利用量の推計、介護保険料の算定

- ア 今後必要な利用件数と給付費等の推計を行い、そのサービス供給の確保のための方策を策定すること。また、サービス別等必要項目を網羅し分かりやすい資料作成に努めること。

(ア) 人口、高齢者人口、被保険者等の推計

人口、高齢者人口、被保険者、要介護認定者、介護利用(受給)者等の推計
(人口動態は、2040 年までの推計を行うこと。ただし、厚生労働省から別途

推計年度が示された場合は、その内容に従うこと。)

(イ) 介護保険給付費および地域支援事業量の推計

給付費及び事業量の推計については、その過程について、明確に示すこと。

(ウ) 介護保険料の算定

必要なサービスを提供するための、介護保険財政（歳入・歳出）の見込み
と第1号被保険者の介護保険料の算定

(4) 自立支援や重度化防止対策、介護人材確保対策等への提言

ア 自立支援、重度化防止、高齢者フレイル対策や介護人材確保対策等、計画に反映させる事項については、必要な提言又は助言をすること。

特に、本市の現状、実態を把握のうえ、課題の解決に向けた施策について、実現性のある提案をすること。

(5) 認知症施策推進計画策定に関する提言等

国の認知症施策推進基本計画等に基づく、認知症施策推進計画策定に係る必要な提言又は協力をすること。

(6) 周南市高齢者保健福祉推進会議への出席及び支援

ア 周南市高齢者保健福祉推進会議(年5回程度開催予定)が円滑に運営されるよう、必要に応じて会議資料原案の提供や事前打ち合わせ会議への出席

イ 会議開催後、速やかに会議録の作成を行うこと。

ウ 受託者は、市担当者と適宜打ち合わせを行うこと。

(7) 計画書等の作成

ア 計画書等の策定に使用する電子データは、ワードやエクセル等のアプリケーションで対応できるものとする。

イ 成果品については次のとおりとし、分りやすく、見やすいレイアウト並びに文書表現に努めること。

なお、本業務の成果品は、指定した期日までに納入すること。また、電子データの媒体をUSB等で行う場合、厳重なセキュリティ対策を施すこと。

・「周南市高齢者プラン（老人保健福祉計画・介護保険事業計画）」

A4版 概ね90頁

・「周南市高齢者プラン」の概要版（カラー10ページ程度）

- ・調査結果、推計結果等一式

7 留意事項

- (1) 関係する国や県、市の上位計画等とも整合性を保つこと。
- (2) 国の考えや動向を注視し、計画に必要と思われる事項があれば協議し、委託者又は受託者が提案する項目を追加し、計画に反映させること。

8 遵守事項

- (1) 受託者は、本業務で知り得た情報は、他に漏洩、利用してはならない。
- (2) イラスト等を使用する場合は、受託者が著作の使用の権利を有するものを使用すること。
- (3) 本業務の遂行にあたり成果物の著作権は、委託者に帰属するものとし、受託者が成果品を公表することは、一切これを認めない。

9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた（生じる恐れがある）場合は、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。
- (2) 本業務実施中に生じた事故や第三者に与えた損害については、全て受託者の責任により、解決すること。
- (3) 本業務実施中に生じた天災やその他第三者により生じた損害は、全て受託者の負担とする。